

1. 健康・支え合い循環推進会議について

小牧市健康・支え合い循環推進会議設置要綱

〔令和4年8月30日〕

4小支第1028号

(設置)

第1条 すべての市民が健康で生きがいのある人生を生きつつ、市民同士が地域で互いに支え合い助け合う、健康・支え合い循環都市（以下「健康・支え合い循環都市」という。）の実現に向けて必要な議論を行うため、小牧市健康・支え合い循環推進会議（以下「循環推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 循環推進会議は、次に掲げる事項について議論する。

- (1) 市民が主体的に行う健康づくり及び支え合い活動の推進に関すること。
 - (2) 市民の健康づくり及び支え合い活動の循環に関すること。
 - (3) その他健康・支え合い循環都市を実現するために必要な事項
- (組織)

第3条 循環推進会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 循環推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、循環推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 循環推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 循環推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 循環推進会議の庶務は、支え合い協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、循環推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

2. 会議に関するスケジュール

【会議日程】

第1回会議	11/28	小牧市の主な施策、 参考となる考え方等の共有
第2回会議	1/16	先進事例の共有、アイデア出し
第3回会議	2月中	調査結果の報告、 市の施策等に対する議論の掘り下げ
第4回会議	3月中	議論の取りまとめ

【関連事項】

アンケート・ ヒアリング調査	12月中	地域活動関係者、サロン運営者など に対し、ポイント制度に関するアンケート やヒアリング調査を行う
有識者 ヒアリング	12月中 ※以降は必要 に応じて	健康づくりにつながる支え合い施策や ポイント制度について、有識者から先進 事例などに関するヒアリングする